●産業競争力強化法に基づく創業支援事業について

経済産業省は、産業競争力強化法（平成26年1月20日施行）に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が民間の創業支援事業者（地域金融機関、商工会、ＮＰＯ法人等）と連携し、創業を支援する『創業支援事業計画』（最長5年間）について認定することとしています。

韮崎市では、韮崎市商工会、市内金融機関等と連携して『創業支援事業計画』を策定し、平成28年1月13日付で認定を受けました。

この計画が認定されたことにより、市内で創業を予定している創業者の方は、公益財団法人やまなし産業支援機構等が実施する‘特定創業支援事業’を受けることで、下記の特例措置が適用されます。

※‘特定創業支援事業’とは「経営、財務、人材育成、販路開拓」の知識を身に付けるためのセミナー等の事業です。

■対象者　1. 創業希望者
　　2. 創業後5年未満の者

■特定創業支援事業を受けた方の特例措置
1. 株式会社等を設立する際の登録免許税の軽減。
2. 創業2ヵ月前からしか利用できない融資が、6ヶ月前から利用可能。
3. 限度額1,000万円までの融資が、1,500万円まで拡大。
4. 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」が利用可能。

■その他　特例措置を受けるためには、市が発行する証明書（特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書）が必要です。
※詳しくはお問い合わせください。

韮崎市役所　産業観光課　商工観光担当
〒407-8501　韮崎市水神1丁目3番1号
TEL 0551-22-1111　FAX 0551-23-1215

補助金のご案内

～韮崎市で起業を考えているみなさまへ～

韮崎市で起業する方を応援します！

●韮崎市空き店舗対策事業費補助金

商店街の活性化と活力あるまちづくりのため、まちなかにある空き店舗を利用し、事業に着手する方に補助金を交付します。

■対象者　1. 小売業及び飲食業を営もうとする個人、法人等
2. 商店街の集客やイメージアップにつながる事業を行なおうとする個人、法人等

■対象物件　1. 入口が道路または歩道に接していること
2. 以前の営業終了後から6月以上経過していること
3. 「第2期まちなか活性化計画」のエリア内にあること

■補助対象経費と補助金額
1. 店舗の改修及び看板等の設置に要する経費
補助率1/2 限度額50万円
2. 店舗賃借料
補助率1/2　限度額月額5万円　交付期間は1年間

■必要書類　事業に着手する1ヶ月前までに申請書に下記の書類を添えて提出してください。
1. 申請者が個人の場合は履歴書、法人等の場合は定款及び登記事項証明書
2. 開業資金計画書及び2年間の収支計画書
3. 店舗図面、改修等にかかる見積書及び改修前の店舗内及び店舗周辺の写真
4. 店舗の賃貸借契約書の写し
5. 市税等に滞納がないことを証する書類
6. その他市長が必要とみとめるもの

●韮崎市起業支援補助金

地域経済の活性化を図るため、市内において新たに起業する方に補助金を交付します。

■対象者　1. 中小企業者
2. 山梨信用保証協会の定める保証対象業種の事業を行う方

■補助対象経費と補助金額
1. 起業のために直接的に必要となる事業所の改修費、設備、備品、車両等（リースも含む）
補助率1/2 （リースの場合、交付期間は1年間）
※補助限度額は改修する事業所の延床面積に応じて決定
・延床面積100平方メートル未満→限度額50万円
・延床面積100平方メートル以上200平方メートル未満→限度額100万円
・延床面積200平方メートル以上→限度額200万円
2. 事業所賃借料（以前の営業終了から６カ月以上経過している物件のみ）
補助率1/2　（交付期間は1年間）
※限度額は賃貸借を行う事業所の延床面積に応じて決定
・延床面積100平方メートル未満→上限月額5万円
・延床面積100平方メートル以上→上限月10万円

■必要書類　事業に着手する7日前までに申請書に下記の書類を添えて提出してください。
1. 申請者が個人の場合は履歴書、法人等の場合は定款及び登記事項証明書
2. 開業資金計画書及び2年間の収支計画書
3. 新規に起業する事業所の位置図及び周辺の写真
4. 市町村税等に係る納付を証する書類（法人の場合はその代表者のもの）
5. 事業所の図面（床面積を表示しているものに限る）、改修費等の見積書、改修箇所の写真
6. 設備、備品、車両その他付属設備の見積書とその用途を説明する書類
7. 事業所の賃貸借契約書の写し及び事業所の図面（床面積を表示しているものに限る）
8. その他市長が必要と認めるもの

●韮崎市若者定住就職奨励金

若者の移住・定住を促進するため、就職または起業を目的に本市に転入される45歳未満の定住者に対し定住就職奨励金を支給します。

■対象者　1. 市外に1年以上居住されていた方
2. 転入日前60日から転入日以後、1年以内に正社員として就職または市内で起業された方（新卒者を除く）
3. 1年間就労された方

■奨励金額　10万円

■必要書類　申請書に下記の書類を添えて提出してください。
《就職した場合》
1. 採用決定通知書　2. 雇用保険証の写し
3. 健康保険証の写し　4. 在職証明書
5. 前職の確認ができる書類(源泉徴収書、離職証明書等)
《起業した場合》
1. 韮崎市商工会加入書類　2. 確定申告書の写し
3. 1年間の収支実績表　4. 前職の確認ができる書類(源泉徴収書、離職証明書等)

■提出期限　基準日の1年後から60日以内。
※基準日とは、転入日又は就職(起業)日のうち最も遅い日。